

令和7年度白井市空家等対策協議会について

1 当市の空家等対策事業

空家等対策事業は、令和3年度から取組んでいる白井市第5次総合計画の分野別事業に位置付けされ、目的は「空家等が周辺の生活環境にもたらす深刻な悪影響から市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進める。」としています。

2 本協議会の目的

本協議会は空家等対策事業の一つとして、令和3年10月19日に10名の委員で発足し、各委員が部門毎の専門家として以下の事項について意見することにより、今後の空家対策が一層推進することを目的としています。

- 白井市空家等対策計画の変更及び実施に関する事項
- 特定空家等の判定基準の作成及び改定に関する事項
- 特定空家等の判定及び措置の方針その必要な事項

3 これまでの本協議会での取組み

令和3年度（10月、3月開催）

- ・白井市空家等対策計画の見直しに係る協議
- ・白井市特定空家等判定基準の策定に係る協議 【令和4年4月1日 運用開始】

令和4年度（7月、10月、2月開催）

- ・白井市空家等対策計画の見直しに係る協議 【令和5年3月 第二次計画として改定】

令和5年度（10月開催、2月書面報告）

- ・空家等の所有者へのアンケート調査の結果と今後に係る協議
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律に対する市の対応について

令和6年度（10月、3月開催）

- ・（第2次）白井市空家等対策計画の改定の方向性について
- ・（第2次）白井市空家等対策計画の改定案について（令和7年4月改定）

4 今年度の取組み

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき国土交通省が定めた「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために適切な指針（ガイドライン）」において、管理不全空家等及び特定空家等の判断の基準が示されています。

本市においては、令和4年4月に「白井市特定空家等判定基準」を策定していますが、令和5年の法改正に伴い、令和7年4月に改定した「（第2次）白井市空家等対策計画」において、「管理不全空家等」についての判定基準を定めるとしています。

本協議会においては、令和7年度は、「白井市特定空家等及び管理不全空家等判定基準」を改定するための協議をお願いします。

- ・白井市特定空家等及び管理不全空家等判定基準の改定案について

令和7年度のスケジュール

日程		実施に関する事項	事務局
5～9月		白井市管理不全空家等及び特定空家等判定基準改定案の作成	改定案の作成
10月	協議会	白井市管理不全空家等及び特定空家等判定基準の改定案についての協議	改定案の説明
10～11月		白井市管理不全空家等及び特定空家等判定基準の改定案について修正作業	改定案の修正
12月	協議会	白井市管理不全空家等及び特定空家等判定基準の修正案についての協議	

